

○ 議案第50号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、一般職の給与条例において等級別職務分類表を整備するほか、所要の文言整理を行うものであります。

- 1 行政職及び医療職の職員において、職務をその複雑、困難及び責任の程度に基づき等級ごとに分類する際の基準として職務の内容を定めることとする。(第3条、別表第3関係)

① 行政職

職務の級	標準的な職務
1級	主事、技師又は保健師の職務
2級	主任の職務又は主任と同等の職務
3級	主査又は主席主査の職務
4級	副主幹の職務又は副主幹と同等の職務
5級	主幹の職務
6級	課長若しくは参事の職務又はそれらと同等の職務
7級	次長の職務又は次長と同等の職務
8級	部長の職務又は部長と同等の職務

② 医療職 (一)

職務の級	標準的な職務
1級	医員の職務
2級	副院長又は科長の職務
3級	院長の職務

③ 医療職 (二)

職務の級	標準的な職務
1級	栄養士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は放射線技師の職務
2級	薬剤師又は副主任の職務
3級	主任の職務
4級	主席主任の職務
5級	薬剤次長又は技師長の職務
6級	薬剤長の職務

④ 医療職 (三)

職務の級	標準的な職務
1級	准看護師の職務
2級	看護師又は副主任看護師の職務又はそれらと同等の職務
3級	主任看護師の職務又は主任看護師と同等の職務
4級	看護師長の職務又は看護師長と同等の職務
5級	総看護師長の職務

- 2 文言整理 (第3条、第9条関係)

- 3 施行期日 平成28年4月1日

○ **議案第51号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

※ 現在、職員等が公務で旅行する場合の片道300キロメートル以上の鉄道利用について、当分の間、特別車両料金は支給しないこととしておりますが、市長については、支給することができることとするものであります。

- 1 市長の旅行に対する特別車両料金の支給（別表関係）
市長が公務で旅行する場合の片道300キロメートル以上の鉄道利用については、特別車両料金を支給することができることとする。
- 2 施行期日 公布の日

○ **議案第52号 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

※ 市長と同様に議長が公務で旅行する場合において特別車両料金を支給することができることとするものであります。

- 1 議長の旅行に対する特別車両料金の支給（第5条関係）
議長において公務で旅行する場合の片道300キロメートル以上の鉄道利用については、特別車両料金を支給することができることとする。
- 2 施行期日 公布の日

○ **議案第53号 大仙市行政不服審査法に基づく手数料条例の一部を改正する条例の制定について**

※ 行政不服審査法に基づく手数料に関して定めている本条例において、行政不服審査法の規定をその他の法律において準用している場合における手数料の徴収規定を整備するものであります。

- 1 行政不服審査法の規定（手数料関係）を準用するその他の法律において、同法に基づく審査請求に係る提出書類等の交付に係る手数料については、本条例の規定により徴収することとする。（第1条及び第4条関係）
- 2 施行期日 公布の日

○ **議案第54号 大仙市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

※ 消防団員の定数につきましては、合併時の団員数とその後の定年退団者数と新規入団者数を考慮して定めたものでありますが、今般の消防団の組織機構の再編に合わせ、定数を見直すものであります。

- 1 団員定数の見直し 1, 691人 → 1, 375人 (△316人)
- 2 施行期日 平成28年4月1日

○ **議案第55号 大仙市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について**

※ 大仙市肉用牛特別導入事業基金において、貸付金の不納欠損処理に伴い、基金の額を改めるものであります。

- 1 基金の額の改正 (第3条関係) 43, 854千円 → 43, 336千円
- 2 施行期日 平成28年4月1日

○ **議案第56号 大仙市営放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

※ 大曲地域の松倉牧場及び南外地域の大畑深山牧場については、近年利用実績がなく、今後利用見込みがないことから、廃止するものであります。

- 1 松倉牧場及び大畑深山牧場の廃止 (第2条関係)
- 2 施行期日 平成28年4月1日

○ **議案第57号 大仙市太田農産物処理加工施設条例の一部を改正する条例の制定について**

※ 太田地域の太田農産物処理加工施設の管理は、現在、指定管理者が行うものとして条例規定しておりますが、平成28年度から直営で管理するため、所要の改正を行うものであります。

- 1 指定管理者による管理規定を削る等の規定の整理 (第3条から第8条まで関係)
- 2 文言整理 (第1条及び第2条関係)
- 3 施行期日 平成28年4月1日
- 4 経過措置

○ **議案第58号 大仙市西仙北地域産物加工販売施設条例の一部を改正する条例の制定について**

※ 西仙北地域の西仙北地域産物加工販売施設（大綱の里）の管理は、現在、指定管理者が行うものとして条例規定しておりますが、平成28年度から直営で管理するため、所要の改正を行うものであります。

- 1 指定管理者による管理規定を削る等の規定の整理（第3条から第5条まで関係）
- 2 文言整理（第1条及び第2条関係関係）
- 3 施行期日 平成28年4月1日
- 4 経過措置

○ **議案第59号 大仙市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

※ 過疎地域自立促進特別措置法が改正され、同法の失効期限が延長されたことに伴い、本条例における固定資産税の課税免除要件を見直すものであります。

- 1 固定資産税の課税免除となる対象資産の取得要件の見直し（第2条関係）
取得期限の延長 平成28年3月31日 → 平成33年3月31日（5年延長）
- 2 施行期日 公布の日

○ **議案第60号 大仙市工業等振興条例の一部を改正する条例の制定について**

※ 地域産業の振興を目的に市内に工場等を新設し、又は増設した際の固定資産税の免除について定めた本条例において、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、次の施設を対象に加えるものであります。

- 1 対象施設の追加（第2条関係）
 - ① 電気・ガス・熱供給・水道業のうち電気業（木質バイオマス発電に限る。）を営むために使用する施設
 - ② 電気通信設備を用いて専任のオペレータが集約的に顧客サービス等の業務を行う施設
- 2 施行期日 平成28年4月1日

○ **議案第61号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

※ 特別に支援を要する児童生徒やその保護者に対し、就学前の教育相談や就学先の助言を行うために設置している就学指導委員会については、近年その役割が就学後の支援にまで拡充されており、こうした現状を踏まえ、文部科学省から同委員会の名称を変更することが望ましいとする通知があったことから、名称を変更するものであります。

- 1 委員会等の名称変更（別表第1関係）
 - ① 就学指導委員会の委員 → 教育支援委員会の委員
 - ② 就学指導専門検査員 → 教育支援専門検査員
- 2 施行期日 平成28年4月1日

○ **議案第62号 大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について**

※ 太田公民館（太田生活改善センター内）につきましては、施設の経年劣化が著しく、建物を減築して移転することとし、位置を変更するものであります。

なお、公民館の事務室は太田支所庁舎内に、その他の機能にあっては太田文化プラザ内に移転するものであります。

- 1 太田公民館の移転に伴う位置の変更（別表第1関係）

（現 在） 大仙市太田町太田字新田下野50番地3

（移転後） 大仙市太田町太田字新田田尻3番地4（太田農村環境改善センター（太田文化プラザ））
- 2 施行期日 平成28年4月1日

○ **議案第63号 大仙市生活支援ハウス条例の一部を改正する条例の制定について**

※ 休止中の協和生活支援ハウスの老人デイサービス運営事業を平成27年度をもって廃止するほか、あわせて、大仙市介護サービス事業使用料徴収条例を廃止するものであります。

- 1 老人デイサービス運営事業の廃止（第3条、第5条、第8条及び第9条関係）
- 2 所要の文言整理
- 3 大仙市介護サービス事業使用料徴収条例（平成17年大仙市条例第217号）の廃止（附則第2項関係）
- 4 施行期日 平成28年4月1日

○ 議案第64号 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について

※ 大曲駅前第二地区土地区画整理事業において整備した3つの街区公園のうち、新たに整備した2つの街区公園の供用を開始するため、名称及び位置を条例規定するものであります。

- 1 街区公園の追加（別表第1関係）
 - ① 大曲黒瀬街区公園（大曲黒瀬町地内）
 - ② 大曲中通街区公園（大曲中通町地内）
- 2 施行期日 平成28年4月1日

【大曲駅前第二地区土地区画整理事業において整備した公園施設】

- 1 大曲黒瀬街区公園（街区公園第2号）
 - ① 面積 2,600㎡
 - ② 構成 芝生広場、水飲み、ベンチ、ブランコ、すべり台、遊具等
 - ③ 総事業費 55,836千円
 - 2 大曲中通街区公園（街区公園第3号）
 - ① 面積 2,650㎡
 - ② 構成 芝生広場、砕石広場、トイレ、ベンチ、花壇等
 - ③ 総事業費 51,494千円
 - 3 大花児童公園（街区公園1号）
 - ① 面積 1,000㎡ → 2,500㎡ (1,500㎡増)
 - ② 構成 芝生広場、水飲み場、ベンチ、ブランコ、すべり台、遊具等
 - ③ 総事業費 48,492千円
- ※ 大花児童公園は、上記①、②の2公園とあわせて同事業で再整備したのですが、名称及び位置を既に条例規定しているため、今回の改正には含まれていません。

○ 議案第65号 大仙市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例の制定について

※ 新築住宅に係る長期優良住宅認定制度において、今般、国の施行規則及び基準が改正され、既存住宅において増築又は改築を行い長期使用構造等とする場合においても同認定を行うこととされ、当該認定の申請に係る手数料規定を加えるものであります。

1 増築・改築の場合に徴収する手数料の額（別表関係）

	区 分	新築の場合の手 数料（既存）	増築・改築の場合 の手数料（新設）
1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定による計画の認定の申請		
	① ア 一戸建て住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第4条第1号に規定する一戸建ての住宅）に係るもの アのうち適合証を提出する場合	45,000円 17,000円	68,000円 29,000円
	② イ 住戸の総数（計画認定申請に係る建築物の住戸の総数）が5戸以下の共同住宅等（省令第4条第2号に規定する共同住宅等）に係るもの イのうち適合証を提出する場合	102,000円 31,000円	153,000円 52,000円
	③ ウ 住戸の総数が6戸以上の共同住宅等に係るもの ウのうち適合証を提出する場合	163,000円 48,000円	242,000円 80,000円
2	法第8条第1項の規定による計画の変更の認定の申請		
	① ア 一戸建て住宅に係るもの アのうち適合証を提出する場合	22,500円 8,500円	34,000円 14,500円
	② イ 住戸の総数が5戸以下の共同住宅等に係るもの イのうち適合証を提出する場合	51,000円 15,500円	76,500円 26,000円
	③ ウ 住戸の総数が6戸以上の共同住宅等に係るもの ウのうち適合証を提出する場合	81,500円 24,000円	121,000円 40,000円

2 施行期日 平成28年4月1日

○ 議案第66号 大仙市大曲駅前第二地区都市再生住宅条例の一部を改正する条例の制定について

※ 大花都市再生住宅は、大曲駅前第二地区土地区画整理事業の施行に伴い住宅に困窮する方に供することを目的として設置したものであります。事業完了の目処が立ち、住宅に余裕がある場合においては、入居資格者以外の一般入居者を入居させることができることとしております。

これは、大曲駅前第二地区土地区画整理事業が今年度をもって概ね完了することに伴い、今後入居させる一般入居者の家賃に係る規定を整備するものであります。

1 一般入居者の家賃の額は大仙市営住宅条例の例により算定した額とする。（第7条関係）

2 施行期日 平成28年4月1日

○ **議案第67号 大仙市女性センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について**

※ 大仙市女性センター（旧大曲市働く婦人の家）については、築後43年を経過し、経年劣化が著しく、また、これまでの利用者についても他の施設の利用により活動に支障がないと見込まれることから、同センターを廃止するものであります。

- 1 大仙市女性センター設置及び管理に関する条例（平成17年条例第161号）の廃止
- 2 大仙市特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償等に関する条例（平成17年大仙市条例第47号）において、女性センター運営委員会の委員の報酬規定を削る。（附則第2項関係）
- 3 施行期日 平成28年4月1日

○ **議案第68号 大仙市民ゴルフ場整備運営基金条例を廃止する条例の制定について**

※ 市民ゴルフ場の整備運営の財源を積み立てることを目的として設置した本基金については、今年度をもって残高が無くなることから廃止するものであります。

- 1 廃止条例 大仙市民ゴルフ場整備運営基金条例（平成17年大仙市条例第71号）
- 2 施行期日 平成28年4月1日

○ **議案第69号 行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

※ 今後、更に進むと予測されている人口減少並びに少子高齢化及び過疎化を受け止め、市民がこれからも大仙市に住み、働き、安心して子育てができるまちづくりを進めるとともに、基幹産業である農業への取組強化並びに商工振興、企業対策などの重要課題へ対応するため、行政機構を再編することから、関係条例を整備するものであります。

- 1 大仙市役所部等設置条例の一部改正【第1条の規定】
農林商工部を廃止し、農林部及び経済産業部を設置する。各部の事務分掌は次のとおり。
 - (1) 農 林 部
 - ① 農業、林業、水産業及び畜産業に関すること。
 - ② 土地改良に関すること。
 - (2) 経済産業部
 - ① 商工業に関すること。
 - ② 企業及び労働に関すること。
 - ③ 観光に関すること。
 - ④ 地域間交流に関すること。
- 2 関係条例の文言整理
 - (1) 大仙市農村地域工業等導入実施計画審議会設置条例の一部改正【第2条の規定】
 - (2) 大仙市農地環境保全審議会条例の一部改正【第3条の規定】
 - (3) 大仙市子ども・子育て会議条例の一部改正【第4条の規定】
- 3 施行期日 平成28年4月1日

○ **議案第70号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について**

※ 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が公布されたことに伴い、関係条例において条項ずれの整理を行うものであります。

- 1 大仙市人事行政運営等の状況の公表に関する条例の一部改正【第1条の規定】
- 2 大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正【第2条の規定】
- 3 大仙市職員等の旅費に関する条例の一部改正【第3条の規定】
- 4 施行期日 平成28年4月1日

○ **議案第71号 大仙市地球温暖化対策基金条例の制定について**

※ 今年度から実施している太陽光発電事業の売電収入を原資として、地球温暖化対策を推進する事業に要する経費に充てるとともに、大仙市太陽光発電事業の健全な運営に資することを目的に地球温暖化対策基金を設置するものであります。

- 1 設置（第1条関係）
- 2 積立て（第2条関係） 太陽光発電事業特別会計歳入歳出予算で定める額
- 3 管理（第3条関係）
- 4 運用収益の処理（第4条関係）
- 5 繰替運用（第5条関係）
- 6 処分（第6条）
- 7 委任（第7条）
- 8 施行期日 平成28年4月1日

○ **議案第72号 大仙市犯罪被害者等見舞金支給条例の制定について**

※ 自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は傷害を負った者に対して見舞金を支給し、もって被害者等の生活の安定と精神的被害の軽減を図ることを目的に犯罪被害者等見舞金支給条例を制定するものであります。

- 1 目的（第1条関係）
- 2 定義（第2条関係）
- 3 見舞金の支給（第3条関係）
- 4 見舞金の種類及び支給対象（第4条関係）
 - ① 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族
 - ② 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を負った者
- 5 遺族の範囲及び順位（第5条関係）

- 6 見舞金を支給しない場合（第6条関係）
 - ① 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。
 - ② 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき。
 - ③ ①又は②に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。
- 7 見舞金の額等（第7条関係）
 - ① 遺族見舞金 30万円
 - ② 傷害見舞金 10万円
 - ③ 遺族見舞金の額 遺族見舞金を受けることができる遺族が2人以上ある場合は、当該額をその人数で除して得た額とする。
 - ④ 傷害見舞金の支給後に当該被害者が当該犯罪行為により死亡したときは、遺族見舞金の額から支給した傷害見舞金の額を引いた額を遺族見舞金として支払うものとする。
- 8 見舞金の支給の申請（第8条関係）
- 9 見舞金の支給の決定等（第9条関係）
- 10 決定のための調査等（第10条関係）
- 11 見舞金の返還（第11条関係）
- 12 時効（第12条関係）
- 13 見舞金の支給を受ける権利の保護（第13条関係）
- 14 委任（第14条関係）
- 15 施行期日 平成28年4月1日
- 16 条例の適用 条例の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は傷害について適用

○ 議案第73号 大仙市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

※ 消費者安全法の要請に基づき、法律に規定する消費生活センターを設置することとし、同センターの組織及び運営等に関する事項を条例規定するものであります。

なお、本市においては、消費者行政の推進を目的に平成23年度の機構改革において市民部に消費生活相談室を設置し、事務を執っておりますが、同室の名称も消費生活センターに改めます。

- 1 趣旨（第1条関係）
- 2 名称及び位置（第2条関係）
 - ① 大仙市消費生活センター
 - ② 大仙市大曲花園町1番1号（大曲庁舎内）
- 3 消費生活センターの開設日（第3条関係）

市の休日を除く日とする。ただし、市長が必要と認める場合は、臨時に開設することができるものとする。
- 4 消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修（第4条関係）
- 5 情報の安全管理（第5条関係）
- 6 委任（第6条関係）
- 7 施行期日 平成28年4月1日

○ 議案第74号 だいせんまちづくり基本条例の制定について

※ 新市誕生から10年という節目を迎え、市民と行政との協働による市民が主役のまちづくりを推進するため、本市の自治基本条例として、だいせんまちづくり基本条例を制定するものであります。

1 前文

みんなでつくる私たちのまちだいせん

私たちのまちだいせんは、東の奥羽山脈と西の出羽丘陵に囲まれた仙北平野のほぼ中央にあり、四季折々に輝かしい表情を見せる豊かな自然環境に恵まれた美しいまちです。

古くから、多くの先人たちがたゆまぬ努力を積み重ね、独自の文化と産業を育むとともに、秋田新幹線や秋田自動車道などが整備された人々の交流の結節点として、経済、医療、福祉、教育などの都市機能と自然が調和したまちを築いてきました。

私たちのまちの自然や歴史、文化、産業などの多くの地域資源は、かけがえのない財産であり、私たちにはこれらの財産を守り、育て、次の世代へとつなげていく責任があります。

このまちが将来にわたって輝き続けていくために、あらゆる世代の一人ひとりが互いを尊重し、責任を分かち合いながら、この地域特有の雪への対応など様々な課題と一緒に立ち向かっていかなければなりません。

このまちの主役は、私たちです。私たちは、このまちに誇りと愛着を持ち、支え合って暮らせるまちに向かって、力を合わせ、たくましく歩んでいきます。

ここに、大仙市民憲章の精神の下、まちづくりの基本となる考え方や仕組みを共有し、協働によるまちづくりを進めていくために、この条例を制定します。

【第1章 総則】

2 目的（第1条関係）

大仙市のまちづくりに関する基本原則を定め、まちづくりを担う市民、議会及び市の役割を明らかにし、それぞれが共に考え、行動することにより、市民参画と協働によるまちづくりを推進することを目的とします。

3 定義（第2条関係）

4 基本原則（第3条関係）

【第2章 まちづくりの主体】

5 市民の権利（第4条関係）

6 市民の責務（第5条関係）

7 議会の責務（第6条関係）

8 議員の責務（第7条関係）

9 市長の責務（第8条関係）

10 市職員の責務（第9条関係）

【第3章 市民参画の推進】

11 市民参画の推進（第10条）

【第4章 協働の推進】

12 協働の推進（第11条関係）

13 情報の共有（第12条関係）

【第5章 情報共有】

14 情報の公開（第13条関係）

15 個人情報の保護（第14条関係）

【第6章 市政運営】

- 16 計画的な市政運営（第15条関係）
- 17 健全な財政運営（第16条関係）
- 18 行財政改革（第17条関係）
- 19 危機管理（第18条関係）
- 20 説明責任及び公表（第19条関係）
- 21 審議会等（第20条関係）
- 22 行政評価（第21条関係）
- 23 男女共同参画（第22条関係）
- 24 国・県・他の自治体との連携（第23条関係）
- 25 市民交流（第24条関係）
- 26 国際交流（第25条関係）

【第7章 住民投票】

- 27 住民投票（第26条関係）

【第8章 条例の位置づけと見直し】

- 28 条例の位置づけ（第27条関係）
- 29 条例の見直し（第28条関係）
- 30 施行期日 平成28年10月1日

○ 議案第75号 大仙市観光情報センター条例の制定について

※ 観光情報センター（大曲駅内）の管理は、指定管理者が行うものとして条例規定しておりますが、平成28年度から直営で管理するため、所要の改正を行うものであります。

なお、改正箇所が広範囲で大幅であることから全部改正の方式をとるものであります。

- 1 設置（第1条関係）
- 2 施設の構成（第2条関係）
- 3 事業（第3条関係）
- 4 利用の許可（第4条関係）
- 5 利用の制限（第5条関係）
- 6 利用の許可の取消し等（第6条関係）
- 7 特別設備の許可（第7条関係）
- 8 利用権の譲渡等の禁止（第8条関係）
- 9 使用料（第9条、別表関係）
- 10 使用料の減免（第10条関係）
- 11 使用料の不還付等（第11条関係）
- 12 原状回復義務（第12条関係）
- 13 損害賠償義務（第13条関係）
- 14 委任（第14条関係）
- 15 施行期日 平成28年4月1日
- 16 経過措置

○ 議案第76号 大仙市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定手数料条例の制定について

※ 建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が制定されたことに伴い、市で建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定事務を執ることとなったため、当該事務の手数料を条例規定するものであります。

- 1 手数料の徴収（第1条関係）
- 2 手数料の額（第2条及び別表関係）
 - ① 一戸建て住宅（非住宅部分を有しないものに限る。） 申請1件につき29,000円
 - ② その他共同住宅、複合建築物、非住宅建築物の申請に係る手数料又はそれらの計画の変更等の手数料の額を規定
- 3 手数料の徴収の時期（第3条関係）
- 4 手数料の減免（第4条関係）
- 5 手数料の不還付（第5条関係）
- 6 委任（第6条関係）
- 7 施行期日 平成28年4月1日

○ 議案第77号 大仙市過疎地域自立促進計画の変更について

※ 大仙市過疎地域自立促進計画（平成22年度～27年度）において、過疎対策事業債の活用事業を追加し、計画を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更内容 小・中学生ウインタースポーツ推進事業（市内スキー場リフト利用共通シーズン券配付事業）の追加【第7章教育の振興関係】

（参考）

平成28年1月22日 計画変更協議（秋田県知事）

平成28年2月 2日 協議完了

○ 議案第78号 第2次大仙市総合計画基本構想の策定について

※ 現行の大仙市総合計画基本構想の計画期間が終了することに伴い、向こう10年の展望の下、魅力あるまちづくりを推進するために第2次大仙市総合計画基本構想を策定することについて、大仙市議会基本条例（平成23年条例第49号）第10条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 1 計画名称 第2次大仙市総合計画基本構想
- 2 計画期間 平成28年度～平成37年度（10年）

○ **議案第79号 大仙市定住自立圏形成方針の策定について**

※ 定住自立圏構想推進要綱に基づき、大仙市定住自立圏形成方針を策定することについて、大仙市議会基本条例第10条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、計画内容につきましては、第2次大仙市総合計画、大仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略に定める事業のうち、定住自立圏構想推進要綱に定められた生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化及び圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の取組を参考とし、本圏域の特徴的な防災・雪対策、花火産業構想、地域自治を担う市民の育成等の分野に取り組むものであります。

○ **議案第80号 大仙市過疎地域自立促進計画の策定について**

※ 過疎地域自立促進特別措置法の失効期限が5年延長されたことに伴い、大仙市過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）を定めることについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 1 計画名称 大仙市過疎地域自立促進計画
- 2 計画期間 平成28年度～平成32年度（5年）

○ **議案第81号 協和中央地区簡易水道浄水施設整備工事請負契約の変更について**

※ 平成26年第4回大仙市議会臨時会において議決を得た協和中央地区簡易水道浄水施設整備工事請負契約の一部を次のとおり変更することについて、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約金額の変更 263,196,000円 → 264,884,040円（1,688,040円増）

○ **議案第82号 市道の路線の認定及び廃止について**

※ 市道の路線について、次のとおり認定及び廃止するものです。

- 1 認定する路線 14路線（実延長2,616.74m）
- 2 廃止する路線 1路線（実延長219.93m）

※ これにより、市道の路線数は、6,697路線（13路線増）、実延長は3,210,127.56m（2,396.81m増）となります。

○ **議案第83号 平成27年度大仙市太陽光発電事業特別会計への繰入額の変更について**

※ 平成27年度大仙市太陽光発電事業特別会計に平成27年度大仙市一般会計から繰り入れる額を9,117千円以内から19,620千円以内に改めることについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものであります。

○ **議案第84号 平成28年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入れについて**

※ 平成28年度大仙市簡易水道事業特別会計に平成28年度大仙市一般会計から424,914千円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

○ **議案第85号 平成28年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入れについて**

※ 平成28年度大仙市公共下水道事業特別会計に平成28年度大仙市一般会計から760,666千円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

○ **議案第86号 平成28年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入れについて**

※ 平成28年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計に平成28年度大仙市一般会計から451,330千円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

○ **議案第87号 平成28年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計への繰入れについて**

※ 平成28年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計に平成28年度大仙市一般会計から8,799千円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

○ **議案第88号 平成28年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて**

※ 平成28年度大仙市農業集落排水事業特別会計に平成28年度大仙市一般会計から910,329千円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

○ **議案第89号 平成28年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて**

※ 平成28年度大仙市スキー場事業特別会計に平成28年度大仙市一般会計から69,878千円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。